

熊本市工事請負契約等における契約の保証に関する取扱要領

制定 平成 9 年 4 月 1 日市長決裁

改正 令和 3 年 1 2 月 1 日工事契約課長決裁

令和 5 年 9 月 2 1 日工事契約課長決裁

- 1 この要領は、熊本市公共工事請負契約約款及び熊本市公共工事関係業務委託契約約款（以下「約款」という。）並びに約款に基づく工事請負及び業務委託契約書による契約（以下「工事請負契約等」という。）における契約の保証に関する取扱について、熊本市契約事務取扱規則（昭和 3 9 年規則第 7 号）及び熊本市工事競争入札心得（平成 2 年告示第 1 0 7 号）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

2 工事請負契約等における契約の保証

- (1) 工事請負契約等における契約の保証については、落札者に対し、請負代金額（業務委託契約にあつては、業務委託料、単価契約にあつては、契約単価による発注予定総額（契約金額に予定数量を乗じて得た額をいう。）。以下「請負代金額等」という。）の 1 0 分の 1 以上の金額を保証する次の各号に掲げるいずれか（併用は認めないものとする。）の契約の保証を求め、契約の締結に際し、契約の保証に応じた書類を提出させるものとする。

ア 契約保証金の納付

納入通知書兼領収証の原本（納入通知書兼領収証の写しが原本と相違ないことを確認した後に返却するものとする。）及び写し並びに契約保証金納付書（様式第 1 号）

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券等（利付国債に限るものとする。以下「利付国債」という。）の提供

利付国債及び保管有価証券納付書（様式第 2 号）

ウ 銀行、発注者が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 2 9 年法律第 1 9 5 号）第 3 条に規定する金融機関である信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策投資銀行並びに信用協同組合及び農業協同組合、水産業協同組合その他の貯金の受入れを行う組合。以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 2 7 年法律第 1 8 4 号）第 2 条第 4 項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）の保証 銀行等又は保証事業会社（以下「金融機関等」という。）が交付する金融機関等の保証に係る保証書

エ 公共工事履行保証証券による保証

保険会社が交付する公共工事履行保証証券に係る証券

オ 履行保証保険契約の締結

保険会社が交付する履行保証保険契約に係る証券

- (2) (1)にかかわらず、予定価格が工事にあっては、250万円以下のもの、工事以外の業務委託にあっては、100万円以下のものについては、熊本市契約事務取扱規則第22条第2項第7号の規定に該当するものとして、契約の保証を要しないものとする。

3 契約締結時における取扱

(1) 契約保証金

ア 落札者から、契約書等の提出とともに、納入通知書兼領収書の写し及び契約保証金納付書（様式第1号）の提出を受けたときは、納入通知書兼領収書の写し及び契約保証金納付書に記載された金額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、契約を締結するものとする。なお、納入通知書兼領収書の写しについては、原本との照合を行うものとする。

イ 提出された納入通知書兼領収書の写し及び契約保証金納付書は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての利付国債

ア 落札者から、契約書等の提出とともに、利付国債及び保管有価証券納付書（様式第2号）の提出を受けたときは、利付国債の額面金額及び保管有価証券納付書に記載された金額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、有価証券保管証書（様式第3号）を交付し、契約を締結するものとする。

イ 提出された保管有価証券納付書は、契約書等に添付して綴っておくものとし、利付国債については、会計総室の金庫へ保管するものとする。

(3) 金融機関等の保証

ア 落札者から、契約書等の提出とともに、工事請負契約等についての金融機関等の保証に係る保証書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、契約を締結するものとする。

- (ア) 名宛人が熊本市長であること。
- (イ) 保証人が金融機関等であること。
- (ウ) 保証委託者が落札者であること。
- (エ) 保証債務の履行について、保証する旨の記載があること。
- (オ) 保証債務の内容が、契約書等に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (カ) 保証に係る工事又は業務委託名（以下「工事等名」という。）が、契約書等に記載の工事等名と同一であること。
- (キ) 保証金額が請負代金額等の10分の1以上であること。
- (ク) 保証期間が工期又は履行期間（以下「工期等」という。）を含むものであること。
- (ケ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されている

こと。

(ロ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

イ 提出された保証書は、銀行等の保証については、写しを取り、原本は封入し、これらを、保証事業会社の保証については保証書を契約書等に添付して綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険

ア 落札者から契約書等の提出とともに工事請負契約等についての公共工事履行保証証券又は履行保証保険に係る証券の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、契約を締結するものとする。

(ア) 債権者（履行保証保険の場合にあつては、被保険者）が熊本市長であること。

(イ) 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名があること。

(ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が落札者であること。

(エ) 公共工事用保証契約基本約款（履行保証保険の場合にあつては、履行保証保険の普通保険約款）及び特約条項その他証券に記載したところにより保証債務を負担する旨（履行保証保険の場合にあつては、保険契約を締結した旨）の記載があること。

(オ) 主契約の内容（履行保証保険の場合にあつては、契約の内容）としての工事等名が、契約書等に記載の工事等名と同一であること。

(カ) 保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が請負代金額等の10分の1以上であること。

(キ) 保証期間（履行保証保険の場合にあつては、保険期間）が工期等を含むものであること。

(ク) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

イ 提出された公共工事履行保証証券又は履行保証保険に係る証券は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

4 請負代金額等の増額変更時の取扱

請負代金額等の増額変更を行う場合で、契約保証金額が、変更後の請負代金額等の100分の5以下になるときは、契約保証金額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額するものとし、その場合の取扱は次のとおりとする。なお、契約保証金の追加納付及び利付国債の追加提供を除き、工事請負契約等における契約の保証と同一の保証とする。

(1) 契約保証金

ア 契約者に対して、変更契約書等の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額に係る納入通知書兼領収書の原本（納入通知書兼領収証の写しが原本と相違ないことを確認した後に返却するものとする。）及び写し並びに契約保証金納付書（様式第1号）の提出を求めるものとする。

イ 契約者から納入通知書兼領収書の写し及び契約保証金納付書の提出を受けたときは、納入通知書兼領収書の写し及び契約保証金納付書に記載の金額が、契約保証金の増額分に相当する金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約を締結するものとする。なお、納入通知書兼領収書の写しについては、原本との照合を行うものとする。

ウ 提出された納入通知書兼領収書の写し及び契約保証金納付書は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての利付国債

ア 契約者に対して、変更契約書等の提出とともに契約保証金の増額分に相当する金額の利付国債及び保管有価証券納付書（様式第2号）の提出を求めるものとする。

イ 契約者から、利付国債及び保管有価証券納付書の提出を受けたときは、保管有価証券納付書に記載の利付国債の総額が契約保証金の増額分に相当する金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、有価証券保管証書（様式第3号）を交付し、変更契約を締結するものとする。

ウ 提出された保管有価証券納付書は、契約書等に添付して綴っておくものとし、利付国債については、会計総室の金庫へ保管するものとする。

(3) 金融機関等の保証

ア 契約者に対して、変更契約書等の提出とともに保証金額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書の提出を求めるものとする。

イ 契約者から、保証内容変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約を締結するものとする。

(ア) 名宛人が熊本市長であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事等名が、契約書等に記載の工事等名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額等の10分の1以上であること。

(カ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

ウ 提出された保証内容変更契約書は、銀行等の保証については、写しを取り、原本は封入し、これらを、保証事業会社の保証については保証書を契約書等に添付して綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険

ア 保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）の増額変更を行おうとするときは、契約者に対して、変更契約書等の提出とともに保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を変更後の請負代金額等の10分の1以上に増額変更する旨の保証会社（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）が交付する異動承認書の

提出を求めるものとする。

イ 契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項（公共工事履行保証証券の場合にあつては、(ア)から(ク)、履行保証保険の場合にあつては、(イ)から(ク))等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約を締結するものとする。

(ア) 債権者が熊本市長であること。

(イ) 保証人（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）の記名があること。

(ウ) 債務者（履行保証保険の場合にあつては、保険契約者）が契約者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券又は履行保証保険に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

(キ) 増額後の保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が、変更後の請負代金額等の10分の1以上であること。

(ク) 異動保証期間（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）の始期が契約変更日以前であり、終期が工期等の終期以降であること。

ウ 提出された異動承認書は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

5 請負代金額等の減額変更時の取扱

請負代金額等の減額変更を行う場合（軽微な変更で、工期末に行われるものは除く。）で、契約者から契約保証金の金額（金融機関等の保証及び公共工事履行保証証券の場合は、保証金額）を変更後の請負代金額等の10分の1以上に保たれる範囲内での減額要望があり、特段の事情がないときは、契約保証金の金額（金融機関等の保証及び公共工事履行保証証券の場合は、保証金額）を変更後の請負代金額等の10分の1以上に保たれる範囲内で契約者の要望額まで減額変更するものとし、その場合の取扱は次のとおりとする。履行保証保険の場合にあつては、保険金額の減額は行われないこととなっているため、保険金額の減額変更は行わないものとする。

(1) 契約保証金

ア 契約者に対して、変更契約書等の提出とともに契約保証金の減額分につき還付を求める旨の契約保証金還付請求書（様式第4号）の提出を求めるものとする。

イ 契約者から、契約保証金還付請求書の提出を受けたときは、契約保証金還付請求書に記載の金額が、契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約を締結し、契約保証金の減額分に相当する契約保証金を還付する手続きをとるものとする。

ウ 提出された契約保証金還付請求書の写しを契約書等に添付して綴っておくものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての利付国債

ア 契約者に対して、変更契約書等の提出とともに契約保証金の減額分につき利付国債の還付を求める旨の保管有価証券還付請求書（様式第5号）の提出を求めるものとする。ただし、減額分は、利付国債の可分性を考慮して決定する。

イ 保管有価証券還付請求書の提出を受けたときは、保管有価証券還付請求書に記載の利付国債の総額が、契約保証金の減額分に相当する金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約を締結し、契約保証金の減額分に相当する利付国債を還付する手続きをとるものとする。

ウ 利付国債を還付する際には、有価証券保管証書（様式第3号）を返還させるものとし、提出された保管有価証券還付請求書及び有価証券保管証書は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証

ア 契約者に対して、変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（様式第6号）を交付し、すみやかに保証金額を変更後の請負代金額等の10分の1以上の範囲で減額変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 契約者から、保証内容変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、保証内容変更契約書を受領するものとする。

(ア) 名宛人が熊本市長であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。

(ウ) 保証金額を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事等名が、契約書等に記載の工事等名と同一であること。

(オ) 変更後の保証金額が、変更後の請負代金額等の10分の1以上であること。

(カ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

ウ 提出された保証内容変更契約書は、銀行等の保証については、写しを取り、原本は封入し、これらを、保証事業会社の保証については保証書を契約書等に添付して綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券

ア 契約者に対して、変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（様式第6号）を交付し、すみやかに保証金額を変更後の請負代金額等の10分の1以上に保つ範囲で減額変更する旨の保証会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、異動承認書を受領するものとする。

(ア) 債権者が熊本市長であること。

(イ) 保証人の記名があること。

(ウ) 債務者が契約者であること。

- (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
- (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (カ) 減額後の保証金額が、変更後の請負代金額等の10分の1以上であること。
- (キ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

ウ 提出された異動承認書は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

6 工期等延長時の取扱

工期等の延長を行う場合で、保証期間が変更後の工期等を含まないときは、保証期間を変更後の工期等を含むように延長変更するものとし、その場合の取扱は次のとおりとする。ただし、金融機関等の保証のうち保証事業会社（西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社に限る。）の保証の場合にあつては、工期等延長に伴い保証期間が自動的に延長されることとなっており、履行保証保険の場合にあつては、保険期間は工事等が完成又は完了（以下「完成等」という。）するまで存することとなっているため、変更手続きは要しない。

(1) 金融機関等の保証

ア 保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、変更契約書等の提出とともに保証期間を変更後の工期等を含むように延長変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 保証内容変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、変更契約を締結するものとする。

- (ア) 名宛人が熊本市長であること。
- (イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。
- (ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。
- (エ) 保証に係る工事等名が、契約書等に記載の工事等名と同一であること。
- (オ) 変更後の保証期間が、変更後の工期等を含むものであること。
- (カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。
- (キ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

ウ 提出された保証内容変更契約書は、銀行等の保証については、写しを取り、原本は封入し、これらを、保証事業会社の保証については保証書を契約書等に添付して綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券

ア 保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、変更契約書等の提出とともに保証期間を変更後の工期等を含むように延長変更する旨の保証会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤り

がないかを確認のうえ、変更契約を締結するものとする。

- (ア) 債権者が熊本市長であること。
- (イ) 保証人の記名があること。
- (ウ) 債務者が契約者であること。
- (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
- (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (カ) 異動後の保証期間が、変更後の工期等を含むものであること。
- (キ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

ウ 提出された異動承認書は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

7 工期等の短縮時の取扱

工期等の短縮を行う場合で、契約者から保証期間を変更後の工期等を含む範囲で短縮して欲しい旨の要望があり、特段の事情がないときは、保証期間を変更後の工期等を含む範囲で短縮変更するものとし、その場合の取扱は次のとおりとする。なお、金融機関等の保証のうち保証事業会社（西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社に限る。）の保証の場合にあつては、工期等短縮に伴い保証期間が自動的に短縮されることとなっており、履行保証保険の場合にあつては、保険期間の短縮は行われないこととなっているため、変更手続きは要しない。

(1) 金融機関等の保証

ア 契約者に対して、変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（様式第6号）を交付し、すみやかに保証期間を変更後の工期等を含む範囲で短縮変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 保証内容変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、保証内容変更契約書を受理するものとする。

- (ア) 名宛人が熊本市長であること。
- (イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。
- (ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。
- (エ) 保証に係る工事等名が、契約書等に記載の工事等名と同一であること。
- (オ) 変更後の保証期間が、工期等を含むものであること。
- (カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。
- (キ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

ウ 提出された保証内容変更契約書は、銀行等の保証については、写しを取り、原本は封入し、これらを、保証事業会社の保証については保証書を契約書等に添付して綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券

ア 契約者に対して、変更契約の締結後、保証契約内容変更承認書（様式第 6 号）を交付し、すみやかに保証期間を変更後の工期等を含む範囲で短縮変更する旨の保証会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、異動承認書を受理するものとする。

(ア) 債権者が熊本市長であること。

(イ) 保証人の記名があること。

(ウ) 債務者が契約者であること。

(エ) 異動を承認する旨の記載があること。

(オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。

(カ) 変更後の保証期間が、変更後の工期等を含むものであること。

(キ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

ウ 提出された異動承認書は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

8 完成等時の取扱

(1) 契約保証金

ア 契約者に対し、契約保証金還付請求書（様式第 4 号）を提出させるものとする。

イ 契約者から、契約保証金還付請求書の提出を受けたときは、契約保証金還付請求書に記載の金額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、すみやかに契約保証金を還付するものとする。

(2) 契約保証金に代わる担保としての利付国債

ア 契約者に対し、保管有価証券還付請求書（様式第 5 号）を提出させるものとする。

イ 契約者から、保管有価証券還付請求書の提出を受けたときは、保管有価証券還付請求書に記載の利付国債の総額が契約保証金の金額と同一であること等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、すみやかに利付国債を還付するものとする。

ウ 利付国債を還付する際には、有価証券保管証書（様式第 3 号）を返還させるものとし、提出された保管有価証券還付請求書及び有価証券保管証書は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

(3) 金融機関等の保証

ア 銀行等が保証した場合にあっては、保証書（保証内容変更契約書がある場合は、保証内容変更契約書を含む。）を契約者を通して銀行等に返還するものとし、保証事業会社が保証した場合にあっては、保証書をそのまま契約書等に添付して綴っておくものとする。

イ 銀行等の保証書を契約者に交付する際には、契約者から保証書に係る受領書（様式第 7 号）を提出させ、受領書及び保証書の写しを契約書等に添付して綴っておくものとする。

(4) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険

公共工事履行保証証券及び履行保証保険に係る証券（異動承認書がある場合は、異動承認書を含む。）は、そのまま契約書等に添付して綴っておくものとする。

9 履行遅滞時の取扱

熊本市公共工事請負契約約款第52条（熊本市公共工事関係業務委託契約約款にあつては、第51条）第5項により、契約者が工期等内に工事等を完成等することができず、工期等経過後相当期間内に工事等を完成等したため、遅延日数に応じた損害の賠償を請求するときは、保証期間内に工事等が完成等する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更するものとし、その場合の取扱は次のとおりとする。なお、金融機関等の保証のうち保証事業会社（西日本建設業保証株式会社及び東日本建設業保証株式会社に限る。）の保証の場合にあつては、工期等延長に伴い保証期間が自動的に延長されることとなっており、履行保証保険の場合にあつては、保険期間は工事等が完成等するまで存することとなっているため、変更手続きは要しない。また、約款に基づく工事請負及び業務委託契約書による契約についてもこれに準じるものとする。

(1) 金融機関等の保証

ア 保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事が完成等する見込みの期日が含まれるように保証期間を延長変更する旨の金融機関等が交付する保証内容変更契約書を提出することを求めるものとする。

イ 保証内容変更契約書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、保証内容変更契約書を受理するものとする。

(ア) 名宛人が熊本市長であること。

(イ) 保証人が、保証書に記載された金融機関等であること。

(ウ) 保証期間を変更する旨の記載があること。

(エ) 保証に係る工事等名が、契約書等に記載の工事等名と同一であること。

(オ) 変更後の保証期間内に、工事等が完成等する見込みの期日が含まれていること。

(カ) 保証債務履行の請求の有効期間が、保証期間経過後6箇月以上確保されていること。

(キ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

ウ 提出された保証内容変更契約書は、銀行等の保証については、写しを取り、原本は封入し、これらを、保証事業会社の保証については保証書を契約書等に添付して綴っておくものとする。

(2) 公共工事履行保証証券

ア 保証期間の延長変更を行おうとするときは、契約者に対して、保証期間が経過するまでに、保証期間内に工事等が完成等する見込みの期日が含まれるように保証期間

を延長変更する旨の保険会社が交付する異動承認書を提出することを求めるものとする。

イ 契約者から異動承認書の提出を受けたときは、次に掲げる事項等提出書類に誤りがないかを確認のうえ、異動承認書を受理するものとする。

- (ア) 債権者が熊本市長であること。
- (イ) 保証人の記名があること。
- (ウ) 債務者が契約者であること。
- (エ) 異動を承認する旨の記載があること。
- (オ) 証券番号が公共工事履行保証証券に係る証券の証券番号と同一であること。
- (カ) 異動後の保証期間に、工事等が完成等する見込みの期日が含まれていること。
- (キ) 保証に必要な収入印紙が貼付されていること。

ウ 提出された異動承認書は、契約書等に添付して綴っておくものとする。

10 債務不履行による解除時の取扱

熊本市公共工事請負契約約款第52条（熊本市公共工事関係業務委託契約約款にあつては、第51条）第2項による違約金が発生し、同条第6項により契約保証金又は担保をもって違約金に充当する場合の取扱は次に掲げるとおりとし、違約金の金額が契約保証金の金額（金融機関等の保証及び公共工事履行保証証券の場合は、保証金額、履行保証保険の場合は、保険金額）を超過している場合は、別途、契約者から超過額を徴収するものとする。なお、支払うべき請負代金額等がある場合は、違約金と請負代金額等を相殺することができるものとする。また、約款に基づく工事請負及び業務委託契約書による契約についてもこれに準じるものとする。

(1) 契約保証金及び契約保証金に代わる担保としての利付国債

納付された契約保証金又は提供された利付国債を市に帰属させる手続きをとるものとする。

(2) 金融機関等の保証

請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額が違約金の金額未満の場合は、保証金額）を記載した保証金請求書（様式第8号）及び解除通知書の写しを金融機関等に提出し、保証金の請求を行うものとする。

(3) 公共工事履行保証証券及び履行保証保険

請求金額の欄に違約金の金額（ただし、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）が違約金の金額未満の場合は、保証金額（履行保証保険の場合にあつては、保険金額）を記載した保証金（保険金）請求書（様式第8号）、解除通知の写し及び公共工事履行保証証券又は履行保証保険に係る証券を保証会社（履行保証保険の場合にあつては、保険会社）に提出し、保証金（履行保証保険の場合にあつては、保険金）の請求を行うものとする。

附 則

この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年10月1日から施行する。

様式第1号

契約保証金納付書

1 工 事 名
(委 託 業 務 名)

2 請 負 代 金 額 円
(業 務 委 託 料)

3 契約保証金納付額 円

上記のとおり、納入通知書兼領収書の写しを添えて契約保証金を納付します。

年 月 日

住所
商号又は
名称
代表者名

熊本市長 様

様式第 2 号

保管有価証券納付書

年 月 日

熊本市長 様

住所
氏名

下記のとおり納付します。

記

金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

内 訳

種別	記号	番号	券面金額	付属利札
				年 月渡分から 枚

有価証券保管証書

納付者	住所		保管 理由	
	氏名	様		

下記のとおり保管しました。

年 月 日

会計管理者

印

記

金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

内 訳

種別	記号	番号	券面金額	付属利札
				年 月 渡分から 枚

受領書

上記金額（有価証券）を受領しました。

年 月 日

受取人

様式第4号

契 約 保 証 金 還 付 請 求 書

1 工 事 名
（ 委 託 業 務 名 ）

2 請 求 金 額 円

3 還 付 の 事 由

上記のとおり、契約保証金の還付を請求します。

年 月 日

住 所
商号又は
名 称
代表者名

熊本市長 様

(口座振替先)

口座種別	普通・当座	銀 行	
		信用金庫	支店
		信用組合	
口座名義人		口座番号	

様式第5号

保管有価証券還付請求書

年 月 日

熊本市長 様

住所
氏名

下記金額（有価証券）の還付を請求します。

記

金額	千	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

内 訳

種別	記号	番号	券面金額	付属利札
				年 月渡分から 枚

工契発第 号
年 月 日

(金融機関等、保証会社又は保険会社名) 様

熊本市長

保証契約内容変更承認書

下記保証契約の内容変更について承認します。

記

- 1 変更する保証契約の内容
- (1) 証券番号

(2) 保証委託者又は債務者名

(3) 工 事 名
(委 託 業 務 名)
- 2 契約保証内容変更の承認事項（当該箇所の□に✓を記入する。）
- ☐ 保証金額の減額（減額前の保証金額：

円）

（減額後の保証金額：

円）

☐ 保証期間の短縮（短縮前の保証期間の終期

年 月 日）

（短縮後の保証期間の終期

年 月 日）

☐ その他

（

）
- [注] 証券番号については、証券番号がある場合にのみ記載する。

様式第7号

保証書に係る受領書

1 工 事 名
（ 委 託 業 務 名 ）

上記工事(業務)に係る保証書(変更契約書がある場合には変更契約書を含む。)を受領したので、
銀行等に返還すること及び今後、保証書の滅失、き損等につき一切の責任を負うことを約します。

年 月 日

住 所
商号又は
名 称
代表者名

熊本市長 様

様式第8号

工契発第 号
年 月 日

(金融機関等、保証会社又は保険会社名) 様

熊本市長

保証金（保険金）請求書

請負者（委託者）〇〇〇〇と締結した下記工事（業務）について、工事請負（業務委託）契約を解除したので、下記のとおり金額の支払を請求します。なお、支払方法については、別添の納入通知書によりお願いします。

記

1 工 事 名
(委 託 業 務 名)

2 請 負 代 金 額 円
(業 務 委 託 料)

3 請 求 金 額 円

4 証 券 番 号